

リハビリテーション科

当科は、常勤 1 名と非常勤医師 1 名体制で診療しています。

急性期から慢性期に対応する包括的なリハビリテーションを提供するとともに、地域の人々の自立と QOL 向上のための支援を行っております。

➤ 【理学療法】

身体の障害により、起き上がり動作や歩行などの日常の動作（身の回り動作）における粗大な動作が困難になった人々に対し、その動作能力の回復、残存機能を最大限に発揮する為の支援を行います（運動療法・物理療法）。

➤ 【作業療法】

身体や精神に障害を持った人々に対し、生活における行為（食事、排泄、余暇活動など）全てを「作業活動」として捉え、それらの行為を実際に行い、麻痺などで使いにくくなった部分への働きかけをしたり、生活がしやすくなるような環境を整えるといった援助を行います。

➤ 【言語聴覚療法】

コミュニケーション（話す、聞く、読む、書く）の障害、言語を適切に使うために必要な判断力や施行能力などに問題がある場合に言語聴覚療法が行われます。また、人間が話すために使っている口や喉は、もともと食事を取る器官であり、これらの問題で摂食が困難になった場合にも当療法の対象となります。

リハビリテーション科紹介はこちら